

現行				改定案				改定のポイント
第1条～第3条 省略				第1条～第3条 省略				本社・ 24/7Workout・ 24/7English 共通  お客様紹介手当や教材制作手当等当社で 所定手続きを経て支給基準を満たし、支給 する手当はその他手 当として包括します。 現行のその他手当 ・お客様紹介手当 (全社員共通) ・教材制作手当 (24/7Englishのみ)  また、第71条の2に ある通り、所定内手当 支給基準(旧達成手当 支給基準)に詳細を定 め、施行します。
(給与の種類及び体系) 第4条 給与体系は次のとおりとする。 ・本社				(給与の種類及び体系) 第4条 給与体系は次のとおりとする。 ・本社				
給与	基本給		年齢給	給与	基本給		年齢給	
			能力給				能力給	
			手当				所定内手当	役職手当
	調整手当	調整手当						
	定額残業手当	定額残業手当						
	所定外手当	家族手当			所定外手当	その他手当		
		通勤手当	家族手当					
		時間外勤務手当	通勤手当					
		休日勤務手当	時間外勤務手当					
		深夜勤務手当	休日勤務手当					
超過勤務手当		深夜勤務手当						
2 上記基本給のうち、年齢給は、2019年10月31日を以って全額を能力給に統合する。				2 上記基本給のうち、年齢給は、2019年10月31日を以って全額を能力給に統合する。				
・24/7Workout				・24/7Workout				
給与	基本給		年齢給	給与	基本給		年齢給	
			能力給				能力給	
			手当				所定内手当	役職手当
	調整手当	調整手当						
	達成手当	達成手当						
	定額残業手当	その他手当						
	所定外手当	家族手当	所定外手当		定額残業手当			

			通勤手当			所定外手当	家族手当	
			時間外勤務手当				通勤手当	
			休日勤務手当				時間外勤務手当	
			深夜勤務手当				休日勤務手当	
			超過勤務手当				深夜勤務手当	
							超過勤務手当	
・24/7English				・24/7English				
給与	基本給		能力給	給与	基本給		能力給	
	手当	所定内手当	役職手当		手当	所定内手当	役職手当	
			調整手当				調整手当	
			達成手当				達成手当	
			定額残業手当				その他手当	
	所定外手当	所定外手当	家族手当		所定外手当	所定外手当	定額残業手当	
			通勤手当				家族手当	
			時間外勤務手当				通勤手当	
			休日勤務手当				時間外勤務手当	
			深夜勤務手当				休日勤務手当	
超過勤務手当			深夜勤務手当					
					超過勤務手当			
・24/7Joysing								
給与	基本給		能力給	給与	基本給		能力給	
	手当	所定内手当	役職手当		手当	所定内手当	役職手当	
			調整手当				調整手当	
			達成手当				達成手当	
			定額残業手当				定額残業手当	
	所定外手当	所定外手当	家族手当		所定外手当	所定外手当	家族手当	
			通勤手当				通勤手当	
時間外勤務手当			時間外勤務手当					

			休日勤務手当																																											
			深夜勤務手当																																											
			超過勤務手当																																											
第5条～第19条 省略			第5条～第19条 省略																																											
<p>(年俸制対象者)</p> <p>第20条 6等級以上の者(24/7 English 及び 24/7 Joysing は除く)を年俸制対象者とし、第16条から第19条は適用しない。 2 年俸額は別途定める「年俸制運用マニュアル」による。</p> <p>(役職手当)</p> <p>第21条 役職手当は、役職にある者に対して次の金額を支給する。ただし、役職を兼務する場合はより上位の役職の役職手当のみを支給することとする。</p> <p>・ 本社</p> <table border="1" data-bbox="125 890 965 1225"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>執行役員</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>本部長・事業部長</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>シニアマネージャー・室長</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>マネージャー</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>アシスタントマネージャー</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 24/7Workout</p> <table border="1" data-bbox="125 1299 844 1401"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア長</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			役職	金額	執行役員	130,000 円	本部長・事業部長	120,000 円	シニアマネージャー・室長	100,000 円	マネージャー	80,000 円	アシスタントマネージャー	50,000 円	リーダー	20,000 円	主任	10,000 円	役職	金額	エリア長	80,000 円	<p>(年俸制対象者)</p> <p>第20条 6等級以上の者(24/7 English は除く)を年俸制対象者とし、第16条から第19条は適用しない。 2 年俸額は別途定める「年俸制運用マニュアル」による。</p> <p>(役職手当)</p> <p>第21条 役職手当は、役職にある者に対して次の金額を支給する。ただし、役職を兼務する場合はより上位の役職の役職手当のみを支給することとする。</p> <p>・ 本社</p> <table border="1" data-bbox="1025 890 1836 1225"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>執行役員</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>本部長・事業部長</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>シニアマネージャー・室長</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>マネージャー</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>アシスタントマネージャー</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 24/7Workout</p> <table border="1" data-bbox="1025 1299 1747 1401"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア長</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			役職	金額	執行役員	130,000 円	本部長・事業部長	120,000 円	シニアマネージャー・室長	100,000 円	マネージャー	80,000 円	アシスタントマネージャー	50,000 円	リーダー	20,000 円	主任	10,000 円	役職	金額	エリア長	80,000 円	24/7 Joysing 削除
役職	金額																																													
執行役員	130,000 円																																													
本部長・事業部長	120,000 円																																													
シニアマネージャー・室長	100,000 円																																													
マネージャー	80,000 円																																													
アシスタントマネージャー	50,000 円																																													
リーダー	20,000 円																																													
主任	10,000 円																																													
役職	金額																																													
エリア長	80,000 円																																													
役職	金額																																													
執行役員	130,000 円																																													
本部長・事業部長	120,000 円																																													
シニアマネージャー・室長	100,000 円																																													
マネージャー	80,000 円																																													
アシスタントマネージャー	50,000 円																																													
リーダー	20,000 円																																													
主任	10,000 円																																													
役職	金額																																													
エリア長	80,000 円																																													

統括エリア店長	50,000 円	統括エリア店長	50,000 円			
店長	20,000 円	店長	20,000 円			
店長代理	10,000 円	店長代理	10,000 円			
・24/7English		・24/7English				
役職	ランク	金額	役職		ランク	金額
エリア長	—	180,000 円	エリア長		—	180,000 円
統括エリア校長	SSS	128,000 円	統括エリア校長		SSS	128,000 円
	SS	123,000 円			SS	123,000 円
	S	118,000 円			S	118,000 円
	A	113,000 円			A	113,000 円
	B	108,000 円		B	108,000 円	
校長	SSS	56,000 円	校長	SSS	56,000 円	
	SS	51,000 円		SS	51,000 円	
	S	46,000 円		S	46,000 円	
	A	41,000 円		A	41,000 円	
	B	36,000 円		B	36,000 円	
校長代理	—	10,000 円	校長代理	—	10,000 円	
・24/7Joysing		24/7 Joysing 削除				
役職	金額					
エリア長	180,000 円					
統括エリア店長	108,000 円					

<table border="1"> <tr> <td>店長</td> <td>36,000 円</td> </tr> <tr> <td>店長代理</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table>	店長	36,000 円	店長代理	10,000 円			
店長	36,000 円						
店長代理	10,000 円						
<p>(調整手当) 第22条 調整手当は、調整を必要とする社員に対して支給する。 2. 調整手当については、都度、個別に定める。</p> <p>(達成手当) 第23条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益に応じて支給する。なお、詳細は別に定める「達成手当支給基準」によるものとする。 2. 達成手当は研修期間中は支給されない。 3. 達成手当は「就業規則」第32条に定める管理職（以下管理職）、研修生には支給されない。ただし、セッションを実施回数、延長回数に応じて支給するセッションフィーは、統括エリア店長および統括エリア校長を支給対象外とする。</p> <p>第24条～第43条 省略</p>	<p>(調整手当) 第22条 調整手当は、調整を必要とする社員に対して支給する。 2. 調整手当については、都度、個別に定める。</p> <p>(達成手当) 第23条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益に応じて支給する。なお、詳細は別に定める「達成手当支給基準」によるものとする。 2. 達成手当は研修期間中は支給されない。 3. 達成手当は「就業規則」第32条に定める管理職（以下管理職）、研修生には支給されない。ただし、セッションを実施回数、延長回数に応じて支給するセッションフィーは、統括エリア店長および統括エリア校長を支給対象外とする。</p> <p>(その他手当) <u>第24条 その他手当とは、臨時的または一定の支給条件を満たした場合に支給する手当であり、詳細は、所定内手当支給基準によるものとする。</u></p> <p>第24条～第43条 省略</p>	<p>その他手当の条項を追加し、詳細を所定内手当支給基準に定める旨、規定した。</p>					
<p>(附則) 1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。 2. 本規程は、平成27年12月1日より施行する。 平成28年3月1日 改定・実施 平成28年5月1日 改定・実施 平成28年6月29日 改定・実施 平成28年8月1日 改定・実施</p>		<p>(附則) 1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。 2. 本規程は、平成27年12月1日より施行する。 平成28年3月1日 改定・実施 平成28年5月1日 改定・実施 平成28年6月29日 改定・実施 平成28年8月1日 改定・実施</p>					

<p>平成28年9月21日 改定・実施                  平成28年11月15日 改定・実施                  平成29年2月27日 改定・実施                  平成29年3月15日 改定・実施                  平成29年7月1日 改定・実施                  平成29年8月18日 改定・実施                  平成29年10月18日 改定・実施                  平成29年12月1日 改定・実施                  平成30年6月1日 改定・実施                  平成30年7月1日 改定・実施                  平成30年12月20日改定・平成31年1月16日施行</p> <p>平成31年1月16日の施行にあたり、本規程第16条に規定する基本給及び本規程第27条に規定する定額残業手当の支給に係る経過措置を、次の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規程第6条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。</p> <p>(基本給＋定額残業手当) ÷ 20.5 × (当該16日間に係る出勤日数)</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項に定める通り支給する。</p> <p>(基本給＋定額残業手当) - (本項第1号で算出された金額)</p> <p>平成31年2月20日改定・実施                  平成31年4月22日改定・実施</p>	<p>平成28年9月21日 改定・実施                  平成28年11月15日 改定・実施                  平成29年2月27日 改定・実施                  平成29年3月15日 改定・実施                  平成29年7月1日 改定・実施                  平成29年8月18日 改定・実施                  平成29年10月18日 改定・実施                  平成29年12月1日 改定・実施                  平成30年6月1日 改定・実施                  平成30年7月1日 改定・実施                  平成30年12月20日改定・平成31年1月16日施行</p> <p>平成31年1月16日の施行にあたり、本規程第16条に規定する基本給及び本規程第27条に規定する定額残業手当の支給に係る経過措置を、次の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規程第6条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。</p> <p>(基本給＋定額残業手当) ÷ 20.5 × (当該16日間に係る出勤日数)</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項に定める通り支給する。</p> <p>(基本給＋定額残業手当) - (本項第1号で算出された金額)</p> <p>平成31年2月20日改定・実施                  平成31年4月22日改定・実施                  令和元年7月22日改定・実施</p>	<p>改定附則</p>
---	---	-------------